

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立することができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成35年3月31日まで

2. 内 容

1 雇用環境の整備に関する事項

- ① 育児・介護休業等に関する規定についての周知徹底
- ② 年次有給休暇取得促進のための措置
- ③ 所定外労働の削減のための措置の実施